

企画競争説明書

業務名称： ウガンダ国北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト フェーズ2

調達管理番号： 21a00177

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年5月19日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年5月19日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ウガンダ国北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト フェーズ2

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年9月 ～ 2026年8月

以下の3つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年9月 ～ 2023年2月

第2期：2023年3月 ～ 2025年2月

第3期：2025年3月 ～ 2026年8月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。

なお、これは、上記(4)の第1期の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期契約

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の25%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の15%を限度とする。

第2期契約

- 3) 第1回(契約締結後)：契約金額の19%を限度とする。
- 4) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の19%を限度とする。

第3期契約

- 5) 第1回(契約締結後)：契約金額の25%を限度とする。
- 6) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の15%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

¹ 当機構は中期目標管理法人に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：三宅達夫 Miyake.Tatsuo@jica.go.jp

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第四チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ウガンダ国北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト フェーズ2 詳細計画策定調査(評価分析)」(調達管理番号: 20a00366)の受注者(アイ・シー・ネット株式会社)及び同業務の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限: 2021年5月28日12時

(2) 提出先: 上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法: 2021年6月3日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 2021年6月18日 12時

(2) 提出方法:

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料を、電子デ

ータ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書は格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）
「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライ

ン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費(航空賃)
 - b) 旅費(その他:戦争特約保険料)
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) 本格活動フェーズ(第2段階目:第2期及び第3期契約)における雨期及び乾期の普及活動経費(肥料、種子、簡易ポンプ等農家向け研修経費)
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) SHEP インパクト評価研究(現地再委託):40,000千円(第2期及び第3期契約にてそれぞれ20,000千円)
 - b) プロジェクト事務所光熱費:480千円(月8千円×60ヶ月)
 - c) 無停電電源装置(UPS)1台:200千円
 - d) JCC及びTC開催経費:4,000千円(400千円/回×2回/年×5年)
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 UGX1=0.03028円
 - b) US\$1 =110.209円
 - c) EUR1 =129.366円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者/生計向上アプローチ推進
 - b) 野菜栽培/普及
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約56.50M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用

しません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年7月7日（水）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務

諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：市場志向型農業、生活改善、生計向上にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／生計向上アプローチ推進

➤ 野菜栽培／普及

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／生計向上アプローチ推進）】

a) 類似業務経験の分野：市場志向型農業／SHEP アプローチ、生活改善、生

計向上

- b) 対象国又は同類似地域：ウガンダ国及びその他アフリカ地域
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 野菜栽培/普及】

- a) 類似業務経験の分野：
- b) 対象国又は同類似地域：ウガンダ国及びその他アフリカ地域
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を

目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／生計向上アプローチ推進</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>野菜栽培／普及</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 6月24日（木） 14：00～16：00

（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

（1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

（2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

a) Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

b) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ウガンダ国北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト フェーズ2」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ウガンダ共和国（以下「ウガンダ」という）では、全労働人口の64.3%（2016/17年）が農業に従事し、農業セクターがGDPの24.05%（2019/20年）、輸出収入の34%（2018/19年）を占める等、同国経済上の重要分野となっている²。そのため、ウガンダ政府は第三次国家開発計画（2020/21年～2024/25年）において農業を優先開発課題の一つとして位置付け、農業生産の商業化及び競争力を高めることで農業成長率を3.8%から6.0%に高めること、世帯の食料保障率を60%から90%に上げること、自給自足の農家率を68.9%から55%に減少させることを目標にしている³。さらに、同国農業畜産水産省が策定した農業産業化プログラム（2020/21年～2024/25年）⁴において「農業の産業化による雇用創出、世帯収入、輸出収入と食料安全保障」の促進を掲げている。

本事業の対象地であるウガンダ北部に位置するアチョリ地域は、1980年代から20年以上続いた内戦により社会・経済インフラが破壊され、200万人とも言われる国内避難民（IDP: Internally Displaced Persons）が生じた紛争影響地域である。アチョリ地域は農業に適した地域であり、同地域の主産業は農業セクターであるにも関わらず、同地域住民のほぼ全員が長年IDPキャンプ内での生活を余儀なくされたことにより⁵、農業経験等が乏しい。また、2006年の和平交渉開始以降、徐々にIDPの帰還・再定住が進み、2014年頃には完了したものの、未だに、ジェンダーに基づく暴力、元兵士や紛争中に誘拐された人のトラウマなど心理的・社会的な内戦の負の影響が色濃く残っている。2016年の全国家計調査によると、ウガンダにおける貧困率の全国平均21.4%に対して、北部地域の貧困率は平均32.5%であり、そのうちアチョリ地域の貧困率は33.4%である⁷。また、ウガンダ国内では南北格差が長年の課題であるが、2016年以降は北部地域と国境を接する南スーダン等から多くの難民が流入しており、当該地域に大きな負荷がかかっている⁸。なお、ウガンダ政府は「平和復興開発計画」⁹を2007年より策定し、北部地域の復興・

² 出典：Uganda Bureau of Statistics: UBOS (2020)

³ 出典：Third National Development Plan : NDP III (2020)

⁴ 英名：Agro-Industrialization Program (2020)

⁵ 出典：ウガンダ共和国北部復興支援プログラム中間レビュー報告書、JICA (2014)

⁶ 北部地域は、アチョリ地域、西ナイル地域、カラモジャ地域、ランゴ地域等を示す。

⁷ 出典：平成29年度外務省ODA評価ウガンダ国別評価（第三者評価）報告書、有限会社あずさ監査法人（2018）

⁸ 出典：ウガンダ国西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査ファイナルレポート、JICA (2018)

⁹ 英名：Peace, Recovery and Development Plan: PRDP。現在は2021年7月開始予定のPRDP IVを策定中。

開発を促進している。

我が国は本事業の先行案件にあたる「北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト（NUFLIP：Northern Uganda Farmers' Livelihood Improvement Project）」（2015年12月～2021年8月）（以下、「先行案件」）を実施し、アチョリ地域において、市場志向型農業¹⁰と生活の質の向上の2本柱で構成される「生計向上アプローチ」の開発及び実証により、帰還民の生計向上と同地域の安定に貢献してきた。生計向上アプローチは、農業経験の乏しい自給自足的農家が市場を意識した野菜栽培及び販売を行うことにより、所得向上を図る（市場志向型農業）とともに、所得の適切な用途等含む家庭の目標設定・家計管理、食糧管理・栄養改善等の農家の生活全般の改善を図る（生活の質の向上）もので、同アプローチを活用した農業普及活動を県政府が実施している。特に、アチョリ地域においては農業生産活動のみに留まらない包括的な農業普及活動は肝要であり、先行案件を通じて、生計向上アプローチの有効性は実証されつつある。先行案件は同アプローチの開発期であり、限られた農業普及員及び農家グループへの技術移転であったが、今後の北部地域全体の安定のためには、同アプローチを活用できる農業普及員数の増加や農民間普及を通じた同アプローチの拡大、農業技術の向上等が必要である。そのため、未だ貧困率の高いアチョリ地域における同アプローチの更なる定着（域内での面的拡大）と質的深化（栽培方法や収支管理等の技術レベル向上）が必要であることから、ウガンダ政府は、「北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト フェーズ2」（以下、「本事業」）の実施を我が国に要請した。

第3条 プロジェクトの概要

（1）上位目標：

アチョリ地域の小規模農家の生計が向上する。

（2）プロジェクト目標

アチョリ地域の小規模農家の特性をふまえた生計向上アプローチが確立・普及する。

（3）期待される成果

成果1：プロジェクト対象農家の市場志向型農業が推進される。

成果2：プロジェクト対象農家の生活の質が改善される。

成果3：灌漑を利用した乾期栽培に関する適正技術が実証され、NUFLIP 先進農家を対象に導入される。

成果4：生計向上アプローチの普及方法が、農業畜産水産省（MAAIF）の関係局と地方政府と連携して開発・実施される。

（4）活動

1-1 NUFLIP（フェーズ1）の市場志向型農業の活動と研修教材をレビューする

1-2 市場志向型農業の活動を計画する

1-3 市場志向型農業に関する研修プログラムと教材を開発・改訂する

1-4 市場志向型農業に関する農業普及員向けの再研修を実施する

1-5 生計向上アプローチの普及計画に基づき、対象農家グループに市場志向型農

¹⁰ 農家の意識を「作ってから売る」から「売るために作る」へと変革し、農家自ら実践するための支援の考え方や手法であるSHEPアプローチを採用。

業に関する一連の活動を実施する

- 2-1 NUFLIP(フェーズ1)の生活の質の向上(QOL)に関する活動と研修教材をレビューする
- 2-2 QOLに関するプログラムを開発・改訂する
- 2-3 QOLに関する研修プログラムと教材を開発・改訂する
- 2-4 QOLに関する農業普及員向けの再研修を実施する
- 2-5 生計向上アプローチの普及計画に基づき、QOLに関する一連の活動を実施する

- 3-1 NUFLIP(フェーズ1)の乾期栽培試行結果をレビューする
- 3-2 圃場を設置し、灌漑を利用した乾期作物栽培に関する適正技術を検証する
- 3-3 農業普及員に対して、灌漑を利用した乾期作物栽培の適正技術に関する圃場研修を実施する
- 3-4 NUFLIP 先進農家に対して、灌漑を利用した乾期作物栽培プログラムを開発する
- 3-5 生計向上アプローチの普及計画に基づき、NUFLIP 先進農家グループに対して、灌漑を利用した乾期作物栽培に関する一連の活動を実施する

- 4-1 農民間普及など既存の農業普及と他のプログラムやスキームとの協力についてレビューする（例：開発平衡交付金¹¹、水・環境省による各種灌漑事業、農業クラスター開発プロジェクト（ACDP）、北部地域生計回復プロジェクト（PRELNOR）、4エーカーモデル農家）
- 4-2 コミュニティ開発官やコミュニティベースファシリテーターなどを含む既存のQOLに関する普及をレビューする
- 4-3 生計向上アプローチ推進のための普及計画を策定する
- 4-4 普及計画に基づいてMAAIFの関係局と地方政府と協力して一連の活動を実施する

(5) プロジェクトサイト／対象地域名

アチョリ地域 8 県（面積：約 30,000 km²、人口：約 150 万人）とグル市¹²

- アカゴ (Agago) 県、アムル (Amuru) 県、オモロ (Omoro) 県、グル (Gulu) 県、キトゥグム (Kitgum) 県、ヌウォヤ (Nwoya) 県、ラムオ (Lamwo) 県、パデル (Pader) 県、グル市 (Gulu City)

(6) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：

- 農業畜産水産省 (MAAIF) 職員：10 人（内訳：作物局 5 名、作物保護局 1 名、普及局 1 名、農業インフラ・機械局 1 名、農業投資・企業開発局 1 名、農業計画・開発局 1 名）

¹¹ 地方政府に対する中央政府（財務省）からの交付金で、生活上支援事業などの各県政府の優先事業に使うことができる。英名は、Development Discretionary Equalization Grant (DDEG)。

¹² グル市はMunicipalityからCityへの市政施行がなされたものの、基本計画策定調査時点で市生産局は未設立であり農業普及員の配置もされていないとのことである。よって、本プロジェクト実施期間中にグル市による農業普及行政・活動が開始された場合、関係機関として位置づけることをウガンダ側と合意した。

- 県職員：78名（内訳：生産局長8名、農業課長8名、郡農業普及員62名）¹³
 - 対象農家グループ：約558グループ（内訳：乾期102グループ、雨期456グループ）¹⁴
 - 民間資材業者：200名（内訳：1回あたりのフォーラム参加50名×4回）¹⁵
- 最終受益者：
- アチョリ地域農家：約135万人

（7）事業実施期間

2021年9月～2026年8月を予定（計60カ月）

（8）事業実施体制

- 実施機関：農業畜産水産省 作物総局 作物局
- 関係機関：アチョリ地域8県の生産局及びグル市生産局¹⁶

第4条 業務の目的

本業務は、ウガンダ北部アチョリ地域において、市場志向型農業の推進、生活の質の改善、乾期栽培の導入、生計向上アプローチの普及方法の開発・実施を通し、小規模農家の特性をふまえた生計向上アプローチの確立・普及を図り、もって同地域の小規模農家の生計向上に寄与するものである。

第5条 業務の範囲

本業務は、発注者が2021年5月10日にウガンダ国農業・水産・畜産・水産省と合意した基本合意文書（R/D：Record of Discussions）に基づき実施されるプロジェクトの枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえた上で、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

第6条 実施方針及び留意事項

（1）プロジェクト実施のスケジュール

本事業は二段階計画策定方式を採用し、2021年3月に基本計画策定調査を実施したものである。第1段階目（詳細計画策定）はプロジェクト開始後18ヶ月間（2021年9月～2023年2月）とし、先行案件のレビュー及び活動計画作成を行い、2回の乾期栽培及び1回の雨期栽培パイロット活動を実施する。同活動を通じた成果及び教訓を踏まえ、第2回合同調整委員会（JCC）において事業全体の協力枠組み（PDM）を改訂・策定し、2023年3月以降の第2段階目（本格活動実施）において展開する活動詳細及び対象農家グループ数等を確定させる。

¹³ 基本計画策定調査時点の人数。事業開始後に農業普及員数等を再度確認する必要がある。

¹⁴ 基本計画策定調査時の試算。内訳は基本計画策定調査結果の参考資料のとおりであるが、最終的には本事業開始後に関係者と協議のうえ決定する。

¹⁵ 仮数であり、本事業開始後に決定する。

¹⁶ 脚注12と同じ。

なお、詳細計画策定調査団を通じた再調査は想定していない。受注者は協力枠組みや詳細活動等について受注者及び先方政府（MAAIF 及び県政府）と事前に協議し、第 2 回 JCC での合意及び R/D 改訂に向けた調整を入念に行う。また、発注者が事業事前評価表を策定するにあたり、受注者は必要に応じて情報提供等の支援を行う。

（２） 業務契約期分け

二段階計画策定方式を踏まえ、本業務は以下の契約期分けを想定する。なお、受注者が適切と考える期分け期間等があれば、プロポーザルにて提案すること。

- 第 1 期（2021 年 9 月～2023 年 2 月）：
 - ・ 先行案件の成果レビュー、活動策定等（2021 年 9 月～同年 11 月）
 - ・ 乾期栽培試験（2021 年 12 月～2022 年 2 月）
 - ・ 雨期栽培パイロット活動（2022 年 3 月～同年 11 月）
 - ・ 乾期栽培パイロット活動（2022 年 12 月～2023 年 2 月）
 - ・ インパクト評価研究検討（随時）
 - ・ 事業全体の協力枠組み（PDM）の改訂・策定（適時、2022 年 2 月迄）
- 第 2 期（2023 年 3 月～2025 年 2 月）：
 - ・ 雨期栽培活動（2023 年 3 月～同年 11 月、2024 年 3 月～同年 11 月）
 - ・ 乾期栽培活動（2023 年 12 月～2024 年 2 月、2024 年 12 月～2025 年 2 月）
 - ・ インパクト評価研究の実施支援（適時）
 - ・ 成果レビュー等（随時）
- 第 3 期（2025 年 3 月～2026 年 8 月）：
 - ・ 雨期栽培活動（2025 年 3 月～同年 11 月）
 - ・ 乾期栽培活動（2025 年 12 月～2026 年 2 月）
 - ・ インパクト評価研究の実施支援（適時）
 - ・ 成果レビュー等（随時）
 - ・ 終了時評価支援、成果取り纏め（2026 年 3 月～同年 8 月）

（３） プロジェクト形成の基本理念

本事業は紛争影響地域を対象としているため、同地域の安定及び融和を配慮しながら、生計向上アプローチを開発・実証してきた。他方、2006 年の平和交渉から始まり 2014 年の国内避難民の帰還完了等、同地域は復興期から開発期に移行しつつある。そのため、基本計画策定調査において、MAAIF からは、紛争影響地域ではない地域同様に農業生産性向上に主軸を置くことや 2020 年に策定された農業産業化プログラムに基づく農業機械化の推進等の様々な要望があった。先行案件の経験等を踏まえ慎重に検討した結果、本事業においても紛争影響地域の配慮事項は必須であるとの認識から、以下のとおりプロジェクト形成に係る基本理念を示し、MAAIF との共通理解を図った。

- 本事業は、先行案件の成果を展開するものであり、ウガンダ政府から日本政府に 2019 年度に提出された要請内容を基本とする。

- アチヨリ地域の小規模農家は様々な課題に直面していることは事実だが、1つの技術協力プロジェクトで全てを解決することは困難であり、本事業はある程度対象領域及び焦点を絞って取り組むこと。
- 農家グループやコミュニティに負の影響を生じさせる活動は行わないこと。

発注者は、ウガンダ側関係者の政策的意図等も踏まえつつ、本事業の理念や特徴、意義等を適切に発信し、本事業の認知度や関心を高める取組が求められる。

(4) プロジェクト基本方針

本事業は先行案件で開発した生計向上アプローチを、アチヨリ地域での面的拡大（横展開）・質的拡大（縦展開）を図り、同アプローチを定着させるものである。

面的拡大（横展開）とは、生計向上アプローチを持続的かつ効果的により多くの農家に普及するものである。そのためには、本事業の介入対象郡の農業普及員を通じた普及を効率的かつ効果的に行うこと、農業普及員以外の県配置の職員（コミュニティ開発官等）との連携や他の政府プログラムやプロジェクトを通じた普及、農民間普及等の各種施策を、対象県政府の方針や特徴を踏まえて戦略的に働きかけ、実行する必要がある。

質的拡大（縦展開）とは、同アプローチを通じて一定程度能力強化された農家が栽培技術力や財務力等を更に高め、乾期栽培への挑戦を支援するものである。乾期栽培は高い収益性を期待できるものの、灌漑ポンプや維持管理費等投資が必要であるため、投資による損失リスク軽減や投資リスクを受入れる方策等留意が必要となる。更に紛争影響地域である対象地域の特徴と脆弱性に配慮しつつ、コミュニティ全体の成長をけん引するような取組が求められる。

面的・質的な展開を図るにあたり、想定し得る具体的な方策をプロポーザルにおいて提案すること。

(5) プロジェクト対象農家

本事業は、対象農家層の特徴（①自給自足農家、②NUFLIP農家、③NUFLIP先進農家）を踏まえた支援を行うものである。農家層毎に想定する取組内容と留意点は以下の通りである。プロポーザルにて各層に対する具体的な取り組み内容や対応策を提案すること。

- ① 自給自足農家とは、生計向上アプローチを初めて普及する対象農家である。先行案件と同様の対象者層であるが、本事業ではより多くの農家に同アプローチを届けるべく、効率的かつ効果的な手法が求められる。雨期栽培時の普及活動である。
- ② NUFLIP農家とは、①であった農家が雨期栽培時に同アプローチが普及された農家であり、本事業では、同アプローチの評価及び改善等や必要に応じてフォローアップ支援を行う農家である。本事業では、同農家を通じた普及等により①への展開等（横展開）や乾期栽培に係る支援（縦展開）を行う。
- ③ NUFLIP先進農家とは、②の農家グループから乾期栽培技術等を習得した農家

である。簡易灌漑ポンプ等の投資力及び栽培技術力等を備え、場合によっては損失リスク許容度を一定程度有する層であり、本事業を通じて新たに創出する。他方、一部の層のみが大きな利益を得ること等はコミュニティ内の分断や亀裂を生じさせる可能性が高い。そのため、技術面に加え、紛争影響地のコミュニティの融和に負の影響をもたらさないよう注意を払って進めることと、便益を他者も享受できる活動内容の工夫が求められる。

(6) 介入対象の規模（対象郡、農業普及員、農家グループの数）

本事業における介入対象数について、第1段階目は乾期6グループと雨期66グループを想定し、基本計画策定調査を通じてMAAIFと協議した。その一方で、正式には事業開始後に先行案件のレビューや普及活動の実態（各県の優先度、人員体制・人的能力、普及活動予算措置、農業普及員の業務量、普及員以外の活用可能性）を踏まえ、ウガンダ側関係者と協議し決定することを合意している。なお、MAAIFは本事業による受益者数や対象郡数の大幅な増加を期待しているが、各県の実情及び日本側の投入制約等を踏まえ、実態に即した介入規模の設定が求められる。更に、新たに取り組む乾期栽培に関しては、広域にわたる対象8県の同時介入は現実的ではないため、段階的な介入となり得るが、介入対象となる県の順番において県関係者から不満や不公平感を生じさせないプロセスと決定基準が必要となる。

なお、第2段階目における介入規模は、事業開始後に策定する生計向上アプローチ普及計画及び第1段階のパイロット活動結果を踏まえ最終確定するが、基本計画策定調査団が仮試算した対象規模数を参考に（調査結果報告及び参考資料を参照）、受注者は独自の考察を行い、規模数を再試算すること。普及活動経費は別見積とする。

(7) 生計向上アプローチの普及計画

生計向上アプローチの定着及び展開のためには同アプローチ自体の戦略的な普及計画と実行、更には本事業の終了後も見据え、早い段階からの仕組みや制度作り等が求められる。そのため先行案件のレビューと同時に、本事業開始時にウガンダ側（各県及びMAAIF）が本アプローチを本事業の礎となるアチヨリ地域全体の戦略的な普及計画を策定し、活動の節目で見直しながら事業を進めることとする。受注者は、各県の介入規模や県内の展開方法、県を超える展開に係るMAAIFの役割等を含む技術移転方策等の仕組みや制度面・組織面について、県及びMAAIF関係者とのコンサルテーションやファシリテーションを通じて支援し、本事業期間中の普及計画を策定する。その際、ウガンダ側の予算や人員措置も含め現実的なリソース配分に留意すること。

(8) ウガンダ農業政策・戦略

MAAIFは、2020/2021度開始の第三次国家開発計画（NDPⅢ）に基づき、農業産業化プログラムを策定し 現在は実行計画及びMinistry Development Plan（仮名）を策定中である。本事業による農業産業化プログラムへの寄与を明確にすべく、本事業の上位目標指標に同プログラムの一部の成果指標（自給自足的農家の減少、食料安全保障の世帯率の向上）を取り入れた。また、同プログラムで今後推進していくNucleus Farmer Model政策については、NUFLIP先進農家の育成・創出をすることが本政策に貢献するという概念図（RDの別添 4）で示し、主たるC/PであるMAAIF作物局の理解を得ている。

しかしながら、MAAIF各部局はそれぞれの所掌に基づき、農業機械化や付加価値化（農産品加工、低温貯蔵、食品安全、収穫後処理）等、本事業の基本理念やスコープに沿わない取組を本事業に求める傾向がある。特に、本事業のJCCメンバーには、作物局を筆頭に、普及局、作物保護局、農業計画・開発局、農業インフラ・機械局、農業投資・企業開発局の参画を想定しているため、本事業開始の初期段階における共通認識の形成は重要である。

また、普及局再編や各県に配分される普及予算額の策定方法変更等も検討されている。MAAIF配属の農業計画アドバイザーや普及局C/Pから適宜情報集し、今後の農業普及事業の動向を注視すること。

（9）事業実施体制及び運営会議（JCC、TC）

本事業のカウンターパート配置は、Project Directorを作物局長(Commissioner)、Project Managerを作物局園芸作物課長(Head of Horticulture section)、各県のDAOをDistrict Coordinatorとしている。先行案件においては、Project DirectorはMAAIF次官(PS: Permanent Secretary)であったが、PSが個々の事業総括は非現実的であるため、実情に合わせた体制とした。しかしながら、MAAIF上層部の理解や協力は必須であることから、MAAIF作物局やMAAIF計画局配属の農業計画アドバイザー、JICAウガンダ事務所と調整し、PS等政策決定者等への報告や協議の機会を適宜設定すること。なお、MAAIF組織体制として、PSと作物局長の間には作物総局長(Directorate of Crop Production)のポストがある。しかしながら、暫く空席であり人員配置の見込みがないため、作物局長をProject Directorとしている。

合同調整委員会(JCC)と技術委員会(TC)はそれぞれ少なくとも年1回開催する。JCCはカンパラにおいて、TCはグルにおいて、約50名程度の規模を想定し、開催経費4,000千円(400千円/回×2回/年×5年)を定額計上とする。

（10）先行案件の教訓反映

本事業の先行案件(2015年12月～2021年9月)に係る終了時評価調査を2020年10月に実施済みである(公開資料参照)。本業務の実施にあたっては、終了時評価を通じて得られた教訓等結果を確認した上で、本業務の業務計画に反映させる。また、先行案件がコロナ禍で試行しているICTツール(動画教材をタブレットで視聴する等)や農民間普及等も踏まえ、コロナ後も見据えた展開案をプロポーザルにて提案する。

（11）SHEPアプローチに係るインパクト評価研究

国際協力機構・緒方貞子平和開発研究所(以下、JICA緒方研究所)は、現在ケニアにおいてSHEPアプローチの効果を検証するインパクト評価研究を実施中である。インパクト評価研究とは、プロジェクトが介入した農家と、介入していない農家を比較することによって、SHEPアプローチが与えるインパクトを科学的に数値化しようとする試みであり、今後はウガンダにおいても本事業を通じた同様の研究実施が具体的に検討されている。

研究用の調査設計や調査対象数等は、本事業の第1段階目(第1期契約)においてJICA緒方研究所の研究チームが主導し、経済開発部、ウガンダ事務所、受注者、ウガンダ側関係者等と協議のうえ決定し、研究介入は第2段階目(第2期契約内)に介入前調査及び第3期契約内に介入後調査を想定している。インパクト

評価では、介入した農家と介入していない農家それぞれの介入前後を比較することが必要であるため、調査にはコントロールグループ（プロジェクトの対象者ではない農家）のデータ収集も含まれる。また、調査実施にあたり、データ収集業務等を再委託先調査会社へ再委託することを前提に、本コンサルタント契約に含める（第2期及び第3期契約の本見積りに定額計上）。なお、本事業の成果指標確認のための調査とインパクト評価研究に係る調査は別々に実施することを想定しているが、第1段階目に行うインパクト評価研究の調査設計次第では、両調査の連携や相乗効果の可能性も検討する。

受注者は、再委託契約関連業務を実施するとともに、現地事情の情報提供や本邦研究者等の調査団受入れ再委託契約関連業務、研究計画作成や研究実施にあたる必要な協力を行うこと。また、多様な関係者が関与することから、調査実施にあたり、適切な役割分担や伝達経路等をJICAと協議のうえ第1段階目に整理する。同業務は、モニタリング業務を担当する業務従事者を想定し、第1段階目1.5MM程度（第1期契約）、第2段階目4.00MM程度（第2期と第3期にそれぞれ2.00MM）の業務量を想定している。その他、インパクト評価研究の調査実施にあたる留意事項は以下のとおりである。

<インパクト評価に関する報告及びデータの取り扱い>

インパクト評価に係るデータ収集に関しては、その取得方法及び実施結果を報告書にまとめること（再委託先調査会社が作成する調査テクニカルレポートでも可）。同報告書は、データ取得のために行った準備（調査員の訓練）や、データが取得された日時、方法が記載された内容となるが、詳細な項目についてはJICA緒方研究所と協議の上、決定する。また、提出するデータは、統計ソフトStataのデータ形式とし、変数の入力規則を示すコードブックも併せて提出すること。なお、質問票についてはJICA緒方研究所が中心となり作成するが、インパクト評価協議段階における受注者から提案も歓迎する。

<インパクト評価に係る倫理審査>

インパクト評価を実施し学術論文を出版する際には、必ず現地側の協力研究機関や大学における倫理委員会もしくは省庁の担当部署において、調査概要、質問票の内容等をチェックし、調査対象者に不利益を与えないかを確認する倫理審査を実施する必要がある。本インパクト評価においても、ウガンダにおける調査実施に係る倫理審査を通す必要があるため、プロジェクト情報の提供など柔軟に対応すること。

（12）ウガンダ側実施機関との密接なコミュニケーションの確保

ウガンダ側とは日々のコミュニケーションを良好に保ち、常に調整を図りながら、また機構との連絡・相談を密にしつつ、業務を進めること。本事業実施中に軌道修正等も想定されることから、高い合理性、必要性が認められる場合、発注者は遅滞なく検討し、必要に応じた処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜、発注者に提言を行うことが求められる。

本プロジェクトの業務内容については以下のとおり想定している。なお、第1段階目（第1期契約）における活動結果等を踏まえ、第2段階目（第2期及び第3期契約）の業務内容の詳細を決定する。

【全体に係る業務】

（1）業務計画書及びワーク・プランの作成

本業務に係る業務計画書及びワーク・プランを作成し、内容について発注者の承認を得る。ワーク・プランについては、現地業務開始時に先方関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

（2）モニタリングシート（英文）の作成

本プロジェクトにかかるM/M、R/D等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成するとともに、ウガンダ側関係者と協議、意見交換の上で、上記内容を反映させたモニタリングシートVer. 1（英文）に取りまとめる。

その後は6か月ごとにC/Pと共にモニタリングシートを作成し、JICAウガンダ事務所に提出する。

（3）合同調整委員会（JCC）及び技術委員会（TC）の開催支援

少なくとも年に1回合同調整委員会（JCC）及び技術委員会（TC）の開催を支援し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理、及び目標の達成度確認等を行う。なお、委員会開催はMAAIFが主導する会議であるため、委員長であるMAAIF作物局長及び参加部局・機関の役割を明確にし、MAAIFの主体性と当事者意識を促すように留意する。また効果的な会議のためには、参加者が本事業について正しく理解していることが重要である。

（4）JICAによる本邦研修の取組みの支援

JICAが日本国内で実施する市場志向型農業推進（SHEPアプローチ）関連の課題別研修や国際ワークショップを効果的に活用し、ウガンダ側リソースパーソンの育成を図る。適切かつ戦略的な参加者の選定、選定された参加者の研修内容の理解促進・事前課題設定等の技術支援、参加後のフォローアップ（報告会や情報交換等）を行う。

（5）広報活動

本事業の意義、活動内容とその成果がウガンダ及び我が国の国民に正しく理解されるよう、発注者及びウガンダ側関係機関とともに効果的な広報に努める。その際には、情報発信の主な対象者（ウガンダの一般市民（農家、農業資材業者）、農業普及関係者（他ドナーなやNGO含む）、中央や県政府の政策決定者、日本国民等）によって発信内容や目的、媒体・手段、タイミング等を適切に検討し、実行する。

【第1期の業務（2021年9月～2023年2月：18ヶ月間）】

（1）先行案件の精査・検証（活動1-1、活動2-1、活動3-1、活動4-1～2）

生計向上アプローチの農業普及員や農家による定着度や活用度、課題等を確認する。特に、先行案件のコロナ禍で介入した第4バッチの成果を踏まえ、動画教材や農民間普及等の取組結果及び有効性を検証する。また、各県生産局や農業普及員の創意工夫や自主努力にて本アプローチの導入しうる農業普及事業（県政府、中

中央政府、他ドナー等による各種事業)や、農業普及員以外による本アプローチの一部導入(特に生活の質の向上に係る活動)及び連携の可能性等を各県関係者と共に精査・協議する。乾期栽培は先行案件で一部実施した栽培試験結果を整理・検証する。

(2) 生計向上アプローチの普及計画策定(活動4-3)

MAAIF及び各県政府が、本事業終了後の展望を見据え生計向上アプローチを如何に位置付けるか、展開するか等を協議し、各県・MAAIFにおける本来事業としての生計向上アプローチの全体普及計画を策定する。特に、本事業期間中と事業後にMAAIF及び県が取るべき方策は何であり、MAAIF・県政府、JICA(発注者含む専門家チーム)がそれぞれ如何に支援・補完し合えるか等を丁寧なプロセスとコンサルテーションを通じて全体計画を策定する。県のレベルの計画においては、各県の普及事業計画や優先農業政策、予算措置、普及員数等を踏まえ、本事業による雨期栽培及び乾期栽培の介入規模等を決定する。

(3) 生計向上アプローチの研修プログラムと教材改訂(活動1-2~3、活動2-2~3)

先行案件の検証結果や各県の普及計画等を踏まえ、本事業の基本方針及び理念に基づき実施する2022年3月からの雨期栽培パイロット活動の研修プログラムや教材を策定する。

(4) 乾期栽培の適正技術検証及び研修プログラム開発(活動3-1~3)

3か所程度の試験圃場(各県1か所で実際の農家圃場)が選定された対象郡を担当する農業普及員と共に適切な乾期栽培技術を実証する。同結果を踏まえ、乾期栽培に係る研修プログラムや教材を開発する。栽培技術のみならず、コミュニティ内の便益享受策や投資予算管理方法等、乾期栽培の研修プログラム全般を開発する。

(5) 生計向上アプローチ実施に係る農業普及員等向けTOT研修(活動1-4、活動2-4)

2022年3月からの雨期栽培において、(3)で新たに改訂した研修プログラムや教材等を導入すべく、農業普及員等に対する生計向上アプローチTOT研修を実施する。

(6) 雨期栽培パイロット活動の実施(活動4-4、活動1-5、活動2-5)

先行案件で直接技術移転を受けた8県25名の農業普及員(もしくは生計向上アプローチ(SHEPとQOLの両方)を実践できる技能・経験を持つ普及員)が、1年間で各2農家グループ程度に効果的に生計向上アプローチを活用した普及活動が実行できるよう支援する(計50農家グループ)。但し、農業普及員数は2020年10月時点(先行案件終了時評価)であり、実際の農業普及員数は変動し得る。また、1人当たり農業普及員が何農家グループに対し普及活動が可能か等、各県関係者と協議のうえ決定する。

同時に、先行案件において技術移転を直接受けていない対象8県の農業普及員が専門家チームによる直接支援を受け2農家グループ(対象郡1か所(1名の農業普及員)で2農家グループ、もしくは対象郡2か所(2名の農業普及員)で各1農家グループの実践を想定)の農家に生計向上アプローチを用いた普及活動を実施する(計16農家グループ)。同人数等も県関係者と協議のうえ決定する。

(7) 乾期栽培パイロット活動の実施（活動4-4、活動3-5）

乾期栽培農家向け研修においては先行フェーズで能力強化されたNUFLIP農家グループのうち乾期栽培に意欲的なグループが対象となる。よって、担当農業普及員は先行フェーズで専門家チームから直接技術移転を受けた農業普及員となる。9月～11月頃は乾期栽培の収穫時期と雨期栽培の開始時期とが重なることから、対象となる県及び担当農業普及員と雨期栽培時の本アプローチを用いた普及活動量及び実施可否について調整・協議する必要がある。なお、農家向け研修（専門家チームによる直接介入）も雨期と同様に1県あたり2農家グループ程度を想定し、直接介入する農業普及員以外の普及員に対する効果的な技術移転方法を県関係者と協議のうえ決定する。

(8) パイロット活動のモニタリング及び評価、第2段階目の計画策定（活動4-5）

雨期栽培及び乾期栽培の結果をレビューし、第2回JCCにおいて本事業の指標及び第2段階目の活動詳細、受益者数（直接及び間接介入の対象普及員や農家グループ数等）を発注者とも協議の上で最終化する。また、発注者が行うR/D改訂作業及び事業事前評価表策定に協力する。

【第2期の業務（2023年3月～2025年2月：24ヶ月間）】

(1) 雨期栽培活動の実施

(8) で策定した活動計画及び各県の普及計画に基づき、対象郡や担当普及員、対象グループの選定を行い、農業普及員による自給自足農家に対して生計向上アプローチを活用した雨期栽培活動を支援する。

(2) 乾期栽培活動の実施

(8) で策定した活動計画及び各県の普及計画に基づき、対象郡や担当普及員、対象グループの選定を行い、農業普及員によるNUFLIP農家に対して生計向上アプローチを活用した乾期栽培活動を支援する。

(3) 活動結果の検証及び改善

2回分の雨期栽培及び乾期栽培の活動成果や教訓を取り纏め、活動方法などを改善する。

【第3期の業務（2025年3月～2026年8月：18ヶ月間）】

(1) 雨期栽培活動の実施

(8) で策定した活動計画及び各県の普及計画に基づき、対象郡や担当普及員、対象グループの選定を行い、農業普及員による自給自足農家に対して生計向上アプローチを活用した雨期栽培活動を支援する。

(2) 乾期栽培活動の実施

(8) で策定した活動計画及び各県の普及計画に基づき、対象郡や担当普及員、対象グループの選定を行い、農業普及員によるNUFLIP農家に対して生計向上アプローチを活用した乾期栽培活動を支援する。

(3) 活動結果の検証及び改善

それぞれ1回の雨期と乾期の活動の成果や教訓を取り纏め、活動方法などを改善する。

(4) 本事業の成果取り纏め

本事業の終了に際し、C/Pとともに事業評価の実施や事業完了報告書の作成、成果報告会を実施する、また、各種技術協力成果品の取り纏めや先方政府への引き渡し等を確実にを行う。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文：3部 電子データ
	ワーク・プラン(第1期)	業務開始から約2ヵ月以内	英文：9部 電子データ
	モニタリングシート	6ヶ月ごと	電子データ
	プロジェクト業務部分完了報告書	2022年2月下旬	和文：3部 電子データ
	プロジェクト事業進捗報告書 (第1期)	第1期契約終了時 2023年2月28日	和文：3部 英文：9部 CR-D：2部(和文、英文)
第2期	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文：3部 電子データ
	ワーク・プラン(第2期)	現地業務開始から2ヵ月以内	英文：9部 電子データ
	モニタリングシート	6ヶ月ごと	電子データ
	プロジェクト事業進捗報告書 (第2期)	第2期契約終了時	和文：3部 英文：9部 CR-D：2部(和文、英文)
第3期	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文：3部 電子データ
	ワーク・プラン(第3期)	業務開始から約2ヵ月以内	英文：3部 電子データ
	モニタリングシート	6ヶ月ごと	電子データ

	プロジェクト事業完了報告書 (Project Completion Report)	契約終了時 ※英文はプロジェクト終了1か月前にC/Pとともに最終化させること。	和文：3部 英文：9部 CD-R：3枚
--	--	--	---------------------------

注1) 業務計画書については、共通仕様書第6条(改訂版)に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注3) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注4) 「電子データ」はメール添付等の提出可。

注5) 提出部数の内訳は以下を想定。ウガンダ政府等には受注者が直接配布可。

和文：経済開発部1部、ウガンダ事務所1部、アフリカ部1部

英文：経済開発部1部、ウガンダ事務所1部、ウガンダ政府7部(JCC参加予定の農業水産畜産省6部局及び同省配属の個別専門家)

プロジェクト事業進捗報告書及びプロジェクト事業完了報告書には、以下の内容を含むものとする。

- ・プロジェクト事業進捗報告書：活動内容・成果、プロジェクト成果達成の見込み、目標達成の見込み、インパクト、実施上の課題、次期計画における重点及び計画遂行上の留意点
- ・プロジェクト事業完了報告書：プロジェクトの成果一覧、活動実施スケジュール(実績)、投入実績、プロジェクトの実施運営上の課題とそれを克服するための工夫・教訓、PDMの変遷、合同調整委員会開催記録

(2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された研修資料やマニュアル等の各種資料は、各契約終了時に発注者に提出することとする。

(3) コンサルタント業務従事月報

共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報においては、業務の進捗状況のほか、プロジェクト目標の達成見込み、達成を阻害する要因と対応方針等についても適宜記載すること。

(4) 議事録等

ウガンダ側と行う重要な協議や、JICAとの各種協議については、概要を議事録に取りまとめ、JICAに速やかに提出する。

(5) その他

上記提出物の他、JICAが必要と認め、各種報告を求める場合には、これを速やかに提出する。

以上

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務については、以下の3つの契約期間に分けて実施することを想定する。

第1期：2021年9月～2023年2月

第2期：2023年3月～2025年2月

第3期：2025年3月～2026年8月

各期の契約期間終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。なお、上記の契約期間の分割については、コンサルタントがより適切と考える業務工程計画があれば、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 121人月 (M/M) (現地：120M/M、国内1M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/生計向上アプローチ推進（1号）
- ② 野菜栽培／普及（3号）
- ③ 生活の質の向上
- ④ 流通／モニタリング

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。その他、現地再委託が適切と考えられる業務については、理由とともにプロポーザルにて提案すること（本見積として計上）。

- SHEP インパクト評価研究調査業務（計40,000千円の定額計上：第2期と第3期契約において各期20,000千円）

(4) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

本業務に関する以下の資料をJICA経済開発部農業・農村開発第二グループ (edga2@jica.go.jp) にて配布します。件名に【メールでお問合せください】。

- 要請書（写）
- 基本計画策定調査結果（MM含む）

2) 公開資料（先行案件）

- 終了時評価報告書（2020年11月）
英文：<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000044346.html>
和文：<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000044345.html>
- 中間レビュー・トピックス
<https://www.jica.go.jp/uganda/office/information/event/20180629.html>

- プロジェクト紹介動画
<https://www.youtube.com/watch?v=ncJjFVqBRoM>
- プロジェクト技術協力作成資料「病害虫対策デジタルガイド」
<https://www.jica.go.jp/uganda/office/information/event/20190408.html>
- HPトピックス：国際女性デー（2021年3月4日）
https://www.jica.go.jp/topics/2020/20210304_01.html
- HPトピックス：プロジェクト活動の再開（2020年8月18日）
www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/practical_use/now/20200818.html
- HPトピックス：ウガンダ北部の復興に向けて（2018年6月29日）
www.jica.go.jp/uganda/office/information/event/20180629.html
- HPトピックス：家族全員の幸せのために！市場志向型農業と生活の質の向上（2018年4月25日）
www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/practical_use/now/20180425.html
- 栄養改善パートナー通信（2017年8月）
https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/partner/ku57pq000028ewcv-att/nutrition_improvement_201708.pdf
- JICA広報紙 mundi 2017年2月号（栄養改善特集「農業を復興し、食生活を再建 ウガンダ」）
<https://www.jica.go.jp/publication/mundi/1702/index.html>

（5）対象国の便宜供与

プロジェクト事務所、執務室内の家具類、一部のオフィス用機器（プロジェクター1台、複合機1台、ビデオカメラ1台）は先行フェーズにて整備されたものを継続使用することとなっている。但し、事務所光熱費480千円（月額8千円）及び無停電電源装置（UPS）1台 200千円を定額計上すること。

それ以外で業務遂行上必要な機材があれば（継続使用オフィス用機器の追加分も含む）、プロポーザルの中で提案すること（本見積りとする）。このうち、オフィスワーク用機材（パソコン、レーザープリンター、デジタルカメラ等）については、プロポーザルの中で、①機材名、②数量、③基本的仕様（または参考銘柄）、④見積価格、⑤必要と判断される理由等を含め提案すること。

また、JICAによるプロジェクト車両（2台）の調達を予定している。そのための諸経費（含む運転手傭上費用、燃料及び車両整備費用、保険料等の必要経費）を本見積りに計上すること。なお、追加でレンタカー利用が必要な場合は、必要経費を本見積りに含めること。

なお、MAAIFは本事業開始後に別途C/P予算申請を行うため、受注者はC/Pの予算計画策定等や執行に係る支援を必要に応じて対応する。

（6）その他留意事項

1）複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

2) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICAウガンダ事務所、在ウガンダ日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。またJICAウガンダ事務所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同事務所と緊密に打合せを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談すること。